



遺贈寄附「ふるさとレガシーギフト」に全国初の申込み ～「ふるさと相続」による寄附文化の醸成に取り組みます～

手間も費用もかからず確実に遺贈寄附ができる仕組み「ふるさとレガシーギフト」。今回、全国で初めてこの仕組みを活用して、寄附申込みを受け付けましたので、感謝状を贈呈します。

生駒市は、本市への遺贈寄附や相続財産寄附を「ふるさと相続」と掲げて寄附文化の醸成に取り組んでいます。「生駒市のために役立てて欲しい」と申し出をいただいた人から寄附金をお受けし、寄附者の想いを目に見えるかたちで残してきました（駅前図書室「木田文庫」、たけまるホール「スタインウェイピアノ」等）。このように地域への恩返しや、地域の人たちに喜んでもらいたいという想いを持つ、多くの人たちに向け、寄附しやすい環境を整えるため、「ふるさとレガシーギフト」を平成31年4月に全国初導入しました。

■ 全国初！「ふるさとレガシーギフト」の寄附申込み

◇ 寄附者：久保 昌城（くぼ まさき）

（生駒市高山町在住、74歳。生駒商工会議所会頭。竹茗堂^{ちくめいどう} 左文（高山茶筌））

◇ 寄附申込日：9月10日

◇ 寄附額：100万円

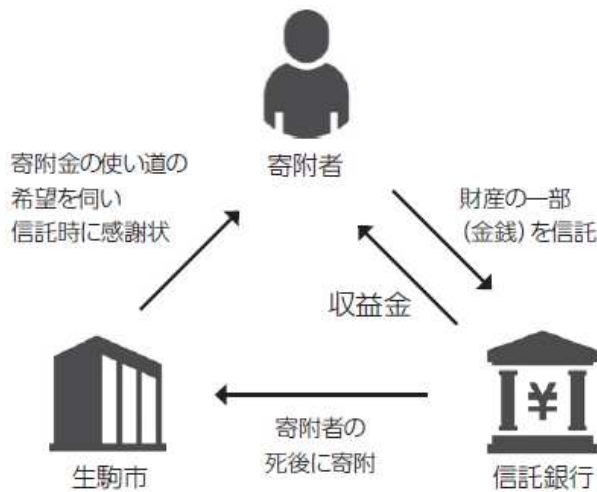
◇ 寄附に込められた想い：「生駒市学研高山地区第2工区の街づくりに役立ててもらいたい。」

■ 「ふるさとレガシーギフト」の仕組み

人生最期の社会貢献として遺産の一部をふるさとのために使う「遺贈寄附」を望む人が増えていますが、しかし、様々な要因で遺贈寄附を実行される人は多くないのが現状です。特にこれまでは、遺贈寄附を実行する手段は実質的に遺言しかありませんでしたが、手間と費用が大きな課題でした。そこで誕生したのが「ふるさとレガシーギフト」。手間も費用もかからず確実に遺贈寄附ができる新しいかたちの寄附です。9月30日現在、「ふるさとレガシーギフト」を導入している自治体は、北海道上士幌町と生駒市の2自治体だけです。

<寄附までの流れ>

- ①寄附者は使い道を指定した上で、市に寄附したいお金（信託金）を信託銀行に信託します。
- ②信託銀行が運用し、生前に年1回収益金が支払われます。
- ③信託金は、寄附者が亡くなられたときに、市に寄附されます。



ふるさとレガシーギフトの仕組み

- STEP 1** 生駒市に寄附したいお金を信託銀行に信託する(100万円~2,000万円以下)
- STEP 2** 信託銀行が運用し 1年に1度収益金が支払われる
- STEP 3** 寄附者が亡くなると 生駒市に自動的に寄附される

手続きが簡単

遺言書を作成することなく、確実に寄附が実現します。

使い道の指定が可能

寄附金の使い道について、生駒市が希望を伺います。

相続税の対象外

生駒市に遺贈された寄附金には相続税がかかりません。

相続人にもプロが対応

相続人からの遺留分請求には、弁護士が対応します。

手数料無料 収益金も受取

手数料は無料で、寄附者が亡くなるまでは年に一度収益金が支払われます。

元本保証 中途解約無料

元本は保証され、緊急に資金が必要なときは中途解約も可能です。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市課税課 (課長 山本、課長補佐 坂田) ☎0743-74-1111(内線 281)